

# 印鑑登録

## 印鑑登録ができる方

印鑑登録ができる方は、次の条件をすべて満たす方です。

- (1) えりも町に住民登録している方又は、平成24年7月8日までに外国人登録している方
- (2) 15歳以上の方
- (3) 成年被後見人でない方

## 届出に必要なもの

届出に必要なものは、次のとおりです。

### (1) 本人が窓口に来て登録するとき

#### ① 身分証明書があるとき

登録する印鑑、身分証明書（官公庁発行の顔写真付きのもの。運転免許証、パスポートなど）

#### ② 身分証明書がないとき

登録する印鑑、町内に印鑑登録している人の保証（保証人同伴で、保証人は登録印を持参すること）

### (2) 代理人が登録するとき ※本人以外の即日交付は出来ません。

① 代理人が窓口に来て手続きをします。

② 本人宛てに照会書（回答書）及び代理権授与通知書を送付しますので、後日、本人が必要事項を記載して、代理人にお渡しください。

③ 代理人が窓口で、本人が記載した照会書（回答書）及び代理権授与通知書、登録する印鑑、代理人の印鑑、代理人の身分証明書（官公庁発行の顔写真付きのもの。運転免許証、パスポートなど）を持参して登録手続きをします。

## 登録できる印鑑

登録できる印鑑は、次の条件をすべて満たす印鑑です。

- (1) 辺の長さが8mmを超え、25mm以下のもの
- (2) 減ったり、欠けたりしていないもの
- (3) ゴムなどの変形しやすい素材でないもの
- (4) 職業、資格その他氏名以外の事項が入っていないもの
- (5) 同一世帯員が既に登録している印鑑でないこと

### お問い合わせ

町民生活課戸籍係

TEL 01466-2-4621